てん菜・てん菜糖の物流適正化・生産性向上に 向けた自主行動計画

令和5年12月

日本ビート糖業協会

国内のてん菜糖業は、北海道内で作付け・収穫された原料てん菜を 毎年10月から約3か月間、北海道内に点在する工場で受け入れ、て ん菜糖を生産している。

工場操業期間は毎年 10 月から翌年春先までの期間産業であり、その期間に年間供給分を生産・保管しており、生産されたてん菜糖の約8割以上は北海道内から本州へ出荷されている。

このように、物流に関して原料でん菜は短期集中受入、てん菜糖については年間供給・長距離輸送・長期保管という背景がある中、2024年問題を控え、永続的に効率的な物流を実現するために我々てん菜糖業は関連事業者と連携・協力の上、取り組むことが必要である。我々はその目標に向け、着荷主事業者(原料でん菜)、発荷主事業者(でん菜糖)の両方の立場で、政府によって策定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、「てん菜・てん菜糖の物流適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を以下に策定した。

【発荷主(てん菜糖)】

1.発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(実施が必要な事項)

- (1)物流業務の効率化・合理化
- ①待ち時間・荷役作業に掛かる時間の把握

出荷に係るトラックの入退場時刻、荷役作業時間を記録する ことや、物流事業者と連携し、荷待ち時間および荷役作業等(荷 積み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握します。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等をさせないように努め、荷待ち・荷役作業等にかかる時間を 2時間以内とすることを目標とします。そのうえで目標を達成した場合には更なる時間短縮を図り、長時間の荷待ち等が発生し ている場合は、物流事業者と協議の上、運転手の拘束時間短縮に 努めます。

③物流管理統括者の選定

協会会員は物流の適正化・生産性向上の取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者 (役員等)を選任します。

④物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や荷役作業等の合理化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

(2)運送契約の適正化

⑤運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則に締結します。

⑥荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に掛かる適正な料金を対価として支払います。

⑦運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運賃と運送以外の荷役作業等の 料金を別建てで契約することを原則とします。

- ⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映物流事業者から燃料サーチャージの導入、及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には真摯に協議に応じます。
- ⑨下請け取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者(元請事業者)に対し、下請に 出す場合、⑤~⑧までについて対応することを求めます。

- (3)輸送・荷役作業等の安全の確保
- ⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

(実施する事が推奨される事項)

- (1)物流業務の効率化・合理化
- ①パレット等の活用 パレット等の活用を更に進め、荷役作業、荷役時間等の削減に 努めます。
- ②入出庫業務の効率化に資する機材等の配置 適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人 員の配置に取り組みます。
- ③物流システムや資機材(パレット等)の標準化 取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレット の規格等について要請があった場合は、真摯に協議に応じます。
- ④共同輸配送の推進等による積載率の向上

貨物の輸送単位が小さい場合には、物流事業者と連携し、積み 合わせ輸送の実施により、積載率の向上に努めます。

- (2)運送契約の適正化
 - ⑤物流業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して積極的に協議の場を設けます。

⑥高速道路の利用

物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。

(7)運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。

- (3)輸送・荷役作業等の安全の確保
- ⑧荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じます。

2.発荷主事業者としての取組事項

- (実施が必要な事項)
- (1)物流業務の効率化・合理化
- ①出荷に合わせた生産・荷造り等 出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を可能な限り 行い、荷役時間の短縮に努めます。
- ②運送を考慮した出荷予定時刻の設定 運行管理上問題が生じない余裕のあるスケジュールとなるよう、物流事業者に対し、配送依頼及び配送情報の提供を行います。

(実施する事が推奨される事項)

③出荷情報等の事前提供

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、可能な限り出荷情報等を事前に提供します。

【着荷主(原料てん菜)】

1.発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(実施が必要な事項)

- (1)物流業務の効率化・合理化
- ①待ち時間・荷役作業に掛かる時間の把握 着荷に係るトラックの入退場時刻を記録することにより、荷 待ち時間及び荷役作業等(荷卸し)にかかる時間を把握します。
- ②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等をさせないように努め、荷待ち・荷役作業等にかかる時間を2時間以内とすることを目標とします。その上で目標を達成した場合には更なる時間短縮を図り、長時間の荷待ち等が発生している場合は、物流事業者と協議の上、運転手の拘束時間短縮に努めます。

③物流管理統括者の選定

協会会員は、物流の適正化・生産性向上の取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者 (役員等)を選任します。

④物流の改善提案と協力

着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や荷役作業等の合理化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

(2)運送契約の適正化

⑤運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則に締結します。

⑥荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流 事業者に対し、当該荷役作業等に掛かる適正な料金を対価とし て支払います。

(7)運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運賃と運送以外の荷役作業等 の料金を別建てで契約することを原則とします。

- ⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映物流事業者から燃料サーチャージの導入、及び燃料費等の上昇分等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には真摯に協議に応じます。
- ⑨下請け取引の適正化 運送契約の相手方の物流事業者(元請事業者)に対し、下請に 出す場合、⑤~⑧までについて対応することを求めます。
- (3)輸送・荷役作業等の安全の確保
- ⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

(実施する事が推奨される事項)

- (1)物流業務の効率化・合理化
- ①入出庫業務の効率化に資する機材等の配置 適正な数の受入設備等の配置に取り組みます。
- (2)運送契約の適正化

②物流業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して積極的に協議の場を設けます。

③運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況 を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り 組む物流事業者を積極的に活用します。

- (3)輸送・荷役作業等の安全の確保
- ④荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安 全な作業手順の明示、安全通路の確保等の対策を講じます。

2.着荷主事業者としての取組事項

(実施が必要な事項)

- (1)物流業務の効率化・合理化
 - ①納品リードタイムの確保

農業協同組合と協調作成した出荷計画を基本とした原料輸送に努めます。

以上